

2021年2月12日

電子決済等代行業者との契約に係る基準

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

当行は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十一及び関連する内閣府令に基づき、「電子決済等代行業に係る契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準」を以下のとおり公表いたします。

1. 事業内容

- ① 関連会社などのグループ会社を含め、公序良俗に反する事業等を営んでいないこと。
- ② 当行と信頼関係を築き、連携および協働することでお客さまへよりよいサービスを提供できる事業者であること。

2. 財務内容

債務超過でなく、審査時点における資産内容等に照らし、今後も健全な財務状態が維持されると見込まれること。

3. 利用者保護態勢

以下の項目に照らし、利用者保護態勢や適切な利用者情報の管理体制を十分に備えた事業者であること。

- ① 利用者保護態勢全般に係る方針、内部規程、責任者、フォローアップの実施状況等
- ② 利用者説明態勢の整備状況
- ③ 利用者サポート等態勢の整備状況
- ④ 利用者情報管理態勢の整備状況

4. 法令等遵守態勢・組織ガバナンス態勢

- ① 当該電子決済等代行業者の業務内容に照らし、実効的と認められる法令等遵守態勢および組織ガバナンス態勢を十分に備えた事業者であること。
- ② 反社会的勢力、および、日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当しないこと。また、当行の商品・サービスをマネー・ローンダリングなどの各種金融犯罪、テロ活動の資金支援、および、日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が実施している経済制裁において禁止されている取引、もしくはその疑いがある取引等に利用しない事業者であ

り、また利用されない管理態勢を十分に整備・構築している事業者であること。

5. セキュリティ態勢

以下の項目等に照らし、利用者情報保護態勢における技術的対策等（*1）を十分に備えた事業者であること。

- ① コンピュータ設備管理
- ② オフィス設備管理
- ③ 不正プログラム対策
- ④ システム開発・運用管理
- ⑤ サービスシステムのセキュリティ機能

（*1）公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」等を参照するものとします。

6. その他

当行が別途定める第三者への事務委託等に関するポリシー等に定める管理基準を満たすこと。

本基準は当行の判断により予告なく変更されることがあります。

以上